

栗国村地域公共交通対策推進協議会事務局規程の一部改正について

栗国村地域公共交通対策推進協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

別表（第 6 条関係）中「栗国村地域公共交通協議会会長之印」を「栗国村地域公共交通対策推進協議会会長之印」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 5 月 2 4 日から適用する。